



『地道に…』



世間では「大掃除は年末の恒例行事」という共通認識がありますよね。ですが、コロナ禍による自粛生活中、自宅にいる時間が増えたことで家の汚れや乱雑さが目に付くようになり、普段から少しずつ片付け・掃除に取り組んでいた、という方も今年は一定数いるのではないのでしょうか。筆者も例にもれず断捨離にハマリ、夏～秋にかけて45Lゴミ袋を10個ほど排出。おかげで部屋の掃除が楽になって「大掃除」の概念が消滅し、12月現在、このまま平穩に年が越せそうです。「最後にまとめて」ではなく「日頃からコツコツと」の重要性をしみじみ実感した出来事でした。

さて、「めがね税理士通信」2021年12月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

合併による消費税の申告義務・納税義務・届出書効力の引継ぎ

合併があった場合の被合併法人(合併後消滅する法人)の消費税の申告義務等に関しては、義務的なものは合併法人(合併後存続する法人)へ引き継がれますが、納税者の任意の届出により効力を生ずるものについては引き継がれません。今回はその点についてまとめております。

申告義務・帳簿等の記録及び帳簿の保存義務・納税義務について

合併法人は、被合併法人の次に掲げる義務をそれぞれ承継します。

- ① 消費税の**中間申告**、**確定申告**又は**課税貨物についての特例申告の義務**(被合併法人の合併事業年度に係る消費税の還付を受けるための**還付請求書の提出**を含む)
 - ② 消費税の**帳簿の記録**及び**帳簿の保存義務**
 - ③ 被合併法人に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき**消費税を納める義務**
- なお、①の提出先及び③の納税先は、合併法人の納税地となります。

届出書の効力について

被合併法人が提出していた届出書等の効力は合併法人に引き継がれません。したがって、被合併法人の次のような届出については、新たに提出し、又は承認を受けなければならないのでご注意ください。

- ① **消費税課税事業者選択届出書**
- ② **消費税簡易課税制度選択届出書**
- ③ **消費税課税期間特例選択届出書**

※合併等の税務処理は複雑です。お困りのことがございましたら是非むかいグループまでお問い合わせください！



資格試験合格！

むかいアドバイザーグループの泉です。あっという間に今年も残すところあと1か月となりました。まだまだコロナウィルスに振り回されていた1年でしたが、おうちに引きこもっていたあの頃と比べると、少しずつでも行動が自由になってきたことを実感でき、来年に期待するところです(*^-^*) さて、勉強好きが集まる弊社では先日、原と齋藤が相続診断士に、さらに、石井が社会保険労務士の試験に合格しました！！日々コツコツと努力を続けて来た成果、ただただ頭が下がる思いです。努力は決して裏切らないということを実践してくれて、私たち周りのスタッフにも良い刺激になりました(^^)そんな運氣にもあやかって、来年も社員一同元気に頑張っていきたいと思っております♪
<年末年始の営業時間のご案内>

2021年の営業:12月29日(水) 18:00まで 2022年の営業:1月5日(水) 9:00から



社会保険労務士合格の石井さん

失敗するよりも成功したほうがよい。だが三べん事を画して、三べんとも成功したら、これはちょっと危険である。もちろん自信は必要である。しかしこの自信も、絶対のものではない。世の中に絶対の確信なんぞ、ありうるはずがないし、持ちうるはずもない。みな一応のものである。だが、人間というものは、ちょっとの成功にも、たやすく絶対の自信を持ちたがる。だから、三度に一度は失敗したほうが身のためになりそうである。そしてその失敗を、謙虚さに生まれかわらせたほうが、人間が伸びる。失敗の連続もかなわないが、成功の連続もあぶない話である。
 (引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室

『生命保険契約照会制度』



Aさん：亡き父が生前に生命保険に加入していると言っていました。が、保険会社がわからず、保険金を請求できません。どうしたらよいのでしょうか？

たかこサン：保険の存在を把握するには、まず遺品の中から生命保険証券や保険会社からの郵送物などを探すことから始めましょう。また、亡くなられたお父様の預金通帳を確認すると、契約している保険会社への保険料が口座振替されているかもしれません。それでも保険会社が判明しない場合は、2021年7月1日に生命保険協会が運用を開始した「生命保険契約照会制度」の利用をおすすめいたします。

「生命保険契約照会制度」が利用できるのは、生命保険契約の有無を確認する方（照会対象者）が以下の状態になった場合です。

- ① 平常時に病気等によって死亡し、保険契約の有無が分からない場合
- ② 認知症等により判断能力が低下し、保険の加入状況が不明になった場合
- ③ 災害で死亡又は行方不明になり、保険契約内容が不明の場合

照会方法はインターネット又は郵送（災害で緊急の場合は電話も可）で、開示されるのは、「照会対象者が契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無」と「契約している生命保険会社の名称」です。開示されるのは、「契約の有無」ですので、保険契約の内容の詳細は、開示された保険会社へ個別に確認することになります。

なお、保険金の申請は保険金支払事由が発生してから3年以内に行わねばなりません。期限を過ぎると時効により保険金を受け取れなくなってしまいます。生命保険の加入状況がわからない場合は、早めに「生命保険契約照会制度」を利用して、保険金の受け取り漏れを防ぎましょう。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談
のご予約はこちら **0120-779-155**

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



➤ ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
 むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
 【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間:平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sangler.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>

LINE公式



相続に関する情報を
定期配信しています